

令和4年度予算編成方針

1 国の動向

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2021（以下、「骨太の方針2021」という。）」（令和3年6月18日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況を乗り越えるため、医療提供体制の強化やワクチン接種の促進により、経済活動を拡大するための確固たる基盤をつくるとともに、ポストコロナにおける経済の好循環の加速・拡大を図るため、「グリーン化」、「デジタル化」、「地方の所得向上」及び「子ども・子育て支援」への投資を重点的に促進することとしています。また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）では、「成長と分配の好循環」を実現するための総合的な経済対策を過去最大規模の財政支出により講じることとしており、いわゆる「16か月予算」の考え方により、令和3年度補正予算と令和4年度予算を一体的に編成する方針です。

2 地方への対応及び本町の財政状況

地方財政について、「骨太の方針2021」においては、令和4年度から令和6年度までの3年間、これまでの歳出改革努力を継続した上で、令和3年度地方財政計画と同水準を確保する方針が示されています。また、国税収入の上振れに伴い、国の令和3年度補正予算（第1号）では、地方公共団体による経済対策等に係る経費の財源として、令和3年度地方交付税が増額されるほか、令和4年度地方交付税への加算措置が予定されています。一方で、国・地方の長期債務残高は1,200兆円を超える規模となっており、将来世代への負担の先送りに対する懸念が大きくなっています。地方公共団体は、長期化する人流抑制や感染再拡大、さらに、世界的な供給制約や資源価格上昇など、一層厳しい社会経済情勢の下、引き続き、感染拡大防止の徹底、住民生活や事業継続に対する支援等に取り組むとともに、ポストコロナに向けた動きに遅れをとることなく対応していくことが求められています。

本町においては、近年、普通交付税やふるさと納税の増加により財源不足は解消されつつありますが、歳入の根幹となる町税収入において、新型コロナウイルス感染症や人口減少等の下振れリスクを抱えており、

見通しの困難な状況が続いています。このような状況下、新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、引き続き、感染拡大防止を徹底しながら、社会経済活動の再開や地域経済の回復に取り組むとともに、グリーン化・デジタル化を契機とした産業振興や子育て支援を始めとする「人」への投資など、ポストコロナに向けた動きに対応する必要があります。同時に、令和4年度は、「第11次岩美町総合計画」の開始年度となることから、新たに設定する基本目標との整合を図りながら施策を見直すとともに、増加する社会保障関係経費、防災・減災対策、公共施設の長寿命化など、現下の諸課題にも対応しなければなりません。また、一般会計の令和3年度末町債残高が75億円超となる現状を踏まえ、将来を見据えた健全な財政運営にも十分留意する必要があります。

令和4年度当初予算編成に当たっては、職員一人ひとりが町民生活や町内経済、町財政の状況等をしっかり認識し、固定観念にとらわれない新たな発想により、種々の課題への対応や将来を見据えた施策立案に取り組むとともに、事務事業の不断の見直しを行いながら、重点的な予算配分を行う必要があります。

以上のことを踏まえ、令和4年度の予算編成に当たっては、以下の事項に留意して行うこととします。

3 予算編成の基本方針

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

感染拡大防止対策と町民生活や事業活動に対する必要な支援を継続して検討するとともに、ワクチン接種の促進、検査体制の強化など国・県の動向を見極めながら、ウィズコロナ下における社会経済活動の再開や地域経済の回復、さらには、ポストコロナを見据えた施策立案に努めること。また、既存事務事業については、新型コロナウイルスとの共存を前提として、実施方法等を見直しを行った上で予算要求を行うこと。このとき、町民や町内事業所の状況を十分に把握するとともに、国・県・他市町村等の情報や動向を的確に掴むこと。

(2) 第11次岩美町総合計画の実現等

「第11次岩美町総合計画」については、前計画における検証結果を踏まえた上で、新たに設定する基本目標の実現に向け、中長期的な展望を持ちながら施策を検討すること。併せて、協働のまちづくりの推進を目的に取り組んでいる「協働のまちづくり予算」事業提案制度において

応募のあった意見・提案については、事業実施に向けて積極的に検討を行うこと。

「第2期岩美町地域創生総合戦略」に基づいて実施する事業については、K P I（重要業績評価指標）の状況を確認・分析しながら、その達成に向けて必要な見直しを行うこと。

（3）徹底した事業見直しと行政改革の取組

最少の経費で最大の効果を導く効果的な事業の立案を行うとともに、事業のスクラップや再構築を行うため、すべての事業において目的、必要性などの点検・検証を徹底し、思い切った事業の取捨選択を行うこと。特に、町単独の継続事業について、目的や成果の説明が困難な事業については、廃止を検討すること。

また、固定観念にとらわれることなく、積極的な民間委託、実施方法の見直し、デジタル技術の活用などによる業務の合理化・効率化を検討し、職員一人ひとりが経営感覚、コスト意識を持ちながら、住民サービスの向上、働き方改革等に資する取組を実行すること。

（4）国・県の動向の的確な把握

国の施策見直しの影響や、政局の動向を的確に把握し対応すること。

また、所管する事務事業に対する県の動向も十分留意し、関係機関との連絡を密にし、積極的な情報収集に努めること。

なお、令和4年度の補助(負担)率が示されていないものについては、現行制度に基づき予算要求し、補助(負担)率等が変更となった場合は、速やかに報告すること。

（5）事業の立案における考え方

町民ニーズや将来性・緊急性など総合的な判断による施策の優先順位及び費用対効果等を厳しく見極めること。後年度の事業展開を明らかにし、関連する事業との一体的な検証よ積極的な見直しを行うこと。

既存事業においては、P D C Aサイクルを念頭に置き、監査委員及び決算審査特別委員会からの指摘等を踏まえた上で、必要性・緊急性・費用対効果等をあらゆる角度から再検証し、事業の統廃合や縮小、再構築を検討すること。

横断的な施策の立案も含め課内及び関係課間で調整を行い、重複することなく事業効果や効率性を最大限に高めること。

事業の必要性やその効果について、町民に十分な説明ができる資料、データ等に基づき、合理的な予算要求を行うこと。

また、国・県の財源措置はもとより、各種公益法人等からの助成金や「企業版ふるさと納税」などの活用ができないか検討を行い、財源の捻出に努めること。

なお、既存事業の一般財源総額は、高齢化などによる社会保障関係経費の自然増や各種計画等に基づく事業費の増嵩などを除き、原則、令和3年度当初予算額を限度とする。

(6) その他

- ① 町内経済の活性化を図るため、可能な限り町内業者への発注を優先することとし、予算要求額の積算基礎とする参考見積については、執行時において支障が生じないよう業者選定等を行った上で、複数者から徴取し、適切な積算となるよう留意すること。また、必要に応じて公共事業円滑化業務（総務課所管）を活用すること。
- ② 会計年度任用職員の配置に当たっては、原則、真に必要な特殊業務・欠員補充に限ることとし、事業の見直し、業務の効率化等に加え、事務の執行体制を改めて見直した上で、配置を検討すること。
- ③ 国・県からの業務移管については、その役割分担を踏まえた上で、町の自主性を発揮し、効率的かつ町民の視点に立った実施方法を検討すること。
- ④ 事業実施に当たっては、町民と行政の役割分担と負担区分を明確にし、事務の効率化、負担の適正化を図りながら、行政への住民参画意識を高めること。
- ⑤ 町有施設等においては、公共施設再配置推進本部における検討状況との整合を図りながら、施設の将来的な在り方を見据えた維持管理経費等を積算すること。また、遊休資産については、民間や地元への譲渡、売却等を積極的に検討し、資産の縮減及び財源確保に努めること。
- ⑥ 公営企業会計（一部の特別会計を含む。）については、公営企業の広域化・連携など経営の抜本改革の動きや影響等に注視し、引き続き、徹底した経費の削減、業務の合理化・効率化、滞納金の徴収強化及びその圧縮など財源の確保に努め、独立採算の原則を念頭に置き、更なる経営の健全化、経営基盤の強化に努めること。